

小児慢性特定疾病制度の改正について

小児慢性特定疾病については、平成27年1月1日から「児童福祉法の一部を改正する法律」の施行に伴い、新たな医療費助成の制度に変わります。

新制度では ①自己負担限度額の算定方法及び金額の変更 ②指定医療機関・指定医制の導入 ③対象疾病の拡大などが行われ、主な変更点は下記のとおりです。

1. 制度の主な変更点について

項目	現行制度	新制度（平成27年1月1日～）	
負担割合	3割（就学前児童は2割）	2割	
月額	0～11,500円	0～15,000円	
設定方法	生計中心者の所得税額により、階層区分（8区分）を決定し、入院分と通院分をそれぞれ区別して上限額を設定	医療保険上の世帯の市町村民税（所得割）課税額により、階層区分（6区分）を決定し、入院分と通院分の区別をせずに上限額を設定	
自己負担額 上限額	※ 重症患者	自己負担なし	自己負担あり
	人工呼吸器等装着者	—	月額500円
	薬局・訪問看護ステーションでの費用	自己負担なし	月額自己負担上限額に含まれる
	入院時の食費	自己負担なし	1/2の額を自己負担 (経過措置の3年間は自己負担なし)
	その他	—	既認定者は3年間の経過措置
受診医療機関	いずれの医療機関も医療費助成の対象	都道府県等が指定した指定医療機関のみ医療費助成の対象	
対象疾病数	514	約700	

※ 重症：①高額な医療が長期的に継続する者（医療費総額が5万円/月（例えば医療保険の2割負担の場合、医療費の自己負担が1万円/月）を超える月が年間6回以上ある場合、②現行の重症患者基準に適合する者、のいずれかに該当。

2. 新たな小児慢性特定疾病制度について

① 自己負担限度額表(月額)

階層区分の基準		患者負担割合：2割						
		自己負担限度額（外来+入院+薬代+訪問看護）						
		原則			既認定者（経過措置3年間）			
		一般	重症	人工呼吸器等装着者	一般	現行の重症患者	人工呼吸器等装着者	
I	生活保護		0	0	0	0	0	0
II	市町村民税 非課税 (世帯)	低所得Ⅰ ～80万円	1,250	1,250	500	1,250	1,250	500
III		低所得Ⅱ 80万円超～	2,500	2,500		2,500		
IV	一般所得Ⅰ：市町村民税課税以上 7.1万円未満		5,000	2,500		2,500	2,500	
V	一般所得Ⅱ：市町村民税約7.1万円 ～25.1万円未満		10,000	5,000		5,000		
VI	市町村民税 25.1万円以上		15,000	10,000		10,000		
入院時の食費			1/2自己負担			自己負担なし		

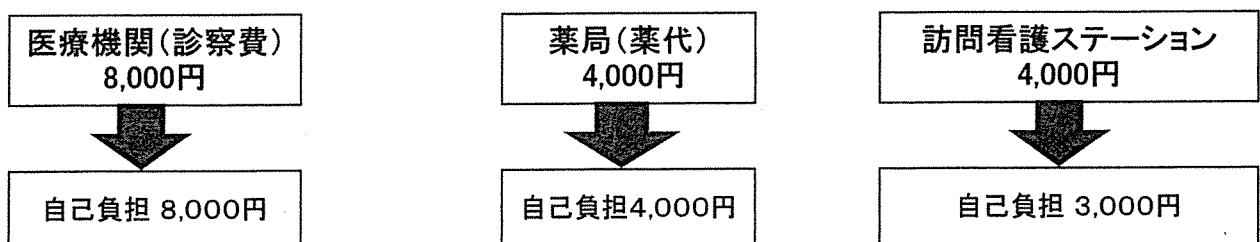
◇現在、小児慢性特定疾患医療受診券をお持ちの方は、3年間は「既認定者」として右枠の金額が適用されます。（ただし、新制度の申請が平成26年12月26日(金)までに間に合わず、平成27年1月1日以降の新制度における新規申請となった場合には「既認定者」とはなりません。）
◇新制度では、受診した複数の医療機関等をすべて合算した上で月単位に自己負担限度額が適用されます。そのため、受給者証とあわせて「自己負担上限額管理票」を交付します。

病院、診療所、薬局、訪問看護事業所を利用する際に、受給者証とあわせて支払い窓口に表示されますので、自己負担の累積額を確認いただくとともに、徴収した額を各医療機関等において自己負担上限額管理票に記入してください。

◎ 自己負担額の考え方

【前提】 医療機関、薬局、訪問看護を同一月内に利用している場合

(例) 自己負担限度額が15,000円の場合



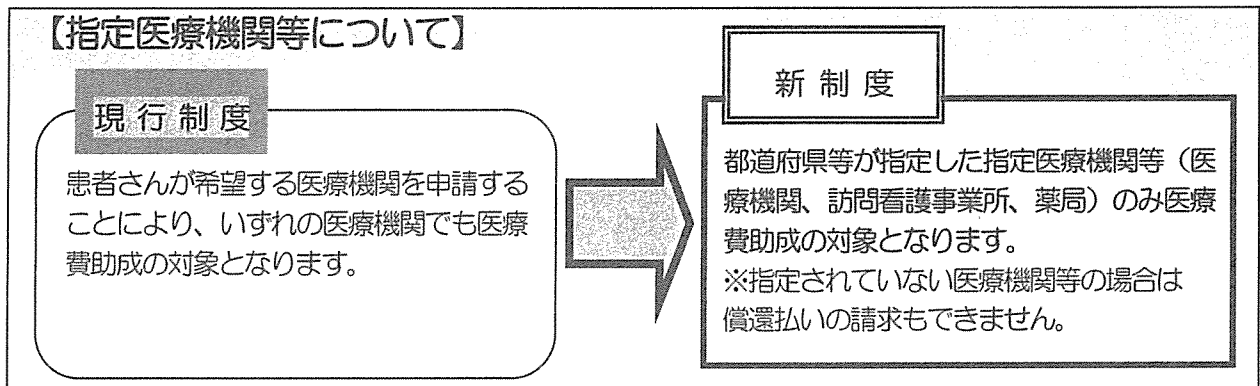
上記3機関の合計が16,000円でも、自己負担15,000円となります。

② 指定医療機関・指定医

- ・新規で申請される場合や、新たな医療機関等での受診を希望される場合は、新制度では「指定医療機関」のみ、申請することができます。
- ・医療機関（病院、診療所）、訪問看護事業所だけでなく、院外処方で利用する薬局も申請していただく必要があります。

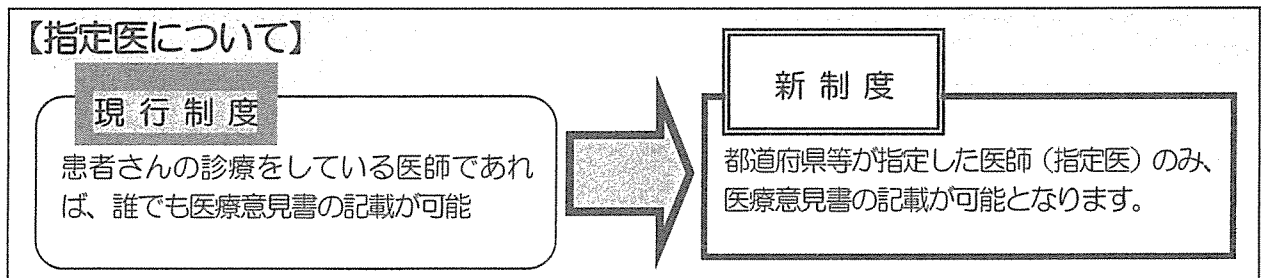
○指定医療機関について

- ・平成27年1月1日以降、医療費助成の対象となる医療機関等（病院、診療所、薬局、訪問看護事業所）は都道府県等が指定した「指定医療機関」に限定されます。



○指定医について

- ・新制度で新規に申請される場合、医療意見書を記載することができるのは、都道府県等が指定した指定医に限定されます。
- ※ ただし、現在、受給者証をお持ちの方が、承認を受けている疾患で12月26日（金）までに提出される新制度の申請のための医療意見書は指定医の記載でなくとも構いません。



- 指定医療機関及び指定医の指定は11月頃から行い、県保健予防課のホームページ等に掲載する予定です。

③ 対象疾病の拡大

- 医療費助成の対象となる疾病が現在の514疾病から現行制度の対象疾病を整理・細分化し、新たな疾病を追加して約700疾病に拡大されます。
- 現行制度で認定されていた患者さんであっても、年内に申請手続きが間に合わず、新規申請となった場合、新たな認定基準を満たさず、医療費助成の対象者として認定されない場合があります。

問い合わせ先：奈良県保健予防課

TEL0742-22-1101（内線3141・3147）